

00163

事業報告書

(自 令和03年07月01日 至 令和04年06月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 岡本歯科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 石川県鳳珠郡能登町字崎山2丁目4番2地

(3) 設立許可年月日 平成01年07月15日

(4) 設立登記年月日 平成01年07月26日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	岡本 俊樹	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	
診療所	岡本歯科医院	石川県鳳珠郡能登町 字崎山2丁目4番2地	

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和03年08月05日

令和02年度決算の決定

令和04年08月05日

令和04年度の事業計画及び収支予算の決定

00163

法人名 医療法人社団 岡本歯科医院
所在地 鳳珠郡能登町字崎山2丁目4番2地

財産目録

(令和04年06月30日現在)

1. 資 産 額	25,041 千円
2. 負 債 額	6,263 千円
3. 純 資 産 額	18,778 千円

(内訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流動資産	19,552
B 固定資産	5,489
C 資産合計 (A+B)	25,041
D 負債合計	6,263
E 純 資 産 (C-D)	18,778

土地及び建物について、該当する欄の□をぬりつづすこと。

土 地 (□法人所有 ☒賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借)

建 物 (□法人所有 ☒賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借)

00163

法人名 医療法人社団 岡本歯科医院

所在地 鳳珠郡能登町字崎山2丁目4番2地

貸 借 対 照 表
(令和04年06月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	19,552	I 流 動 負 債	6,263
II 固 定 資 産	5,489	負 債 合 計	6,263
1 有形固定資産	696	純 資 産 の 部	
2 その他の資産	4,793	科 目	金 額
		I 資 本 金	5,959
		II 利 益 剰 余 金	12,819
		純 資 産 合 計	18,778
資 産 合 計	25,041	負債・純資産合計	25,041

00163

法人名 医療法人社団 岡本歯科医院

所在地 鳳珠郡能登町字崎山2丁目4番2地

損 益 計 算 書

(自 令和03年07月01日 至 令和04年06月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
1 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	46,202
2 事業費用	52,972
本来業務事業損失	-6,770
II 事業外収益	2,001
經常利益	-4,769
III 特別利益	
税引前当期純損失	-4,769
法人税等	81
当期純損失	-4,850

法人名 医療法人社団 岡本歯科医院
所在地 鳳珠郡能登町字崎山2丁目4番2地

※医療法人整理番号 00163

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	岡本俊樹	歯科医	当法人理事長	賃貸料の支払い	960	理事借入金	3,931

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人社団 岡本歯科医院

理事長 岡本 俊樹殿

私は、医療法人社団岡本歯科医院の令和 03 会計年度（令和 03 年 07 月 01 日から令和 04 年 06 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 04 年 08 月 05 日

医療法人社団 岡本歯科医院

監事 谷 美喜雄